

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年4月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	原子炉圧力容器シェル及びフランジ温度記録計(TR-2-3-90)の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該記録計を修理	
2	2号機	制御棒駆動機構機能検査において、全引抜所要時間に判定基準値外れが認められたため、駆動速度を調整後、再検査	
3	3号機	4号機タービン建屋1階の3・4号機共用線源校正室において、室内エアコンを使用した際、室外機用の凝縮水受けタンクより凝縮水がオーバーフローしたため、対応検討及び関係者に周知	
4	3号機	定期検査における排ガス復水器水位変換器(LT-24-430)の調達において、購入仕様書に記載した入力基準値に誤記が認められたため、対応検討及び関係者に周知	
5	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(B)の出口サンプリング元弁(SP-67)及び流量調整弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
6	5号機	制御棒駆動機構温度記録計(TRS-244)において、定時印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
7	6号機	エリア放射線モニタ(CH. 4)の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該検出器を点検・修理	
8	6号機	主復水器細管洗浄装置(A1)のボール循環ポンプシール水圧力調整弁において、調整用ボルト付け根部に水のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	
9	6号機	原子炉冷却材浄化系入口弁(MO-G33-F106)において、開動作不良が認められたため、弁駆動部のリミットスイッチ等を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで